○経済産業省告示第六十四号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量を次のように減少することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量（法第五条第一項に規定する石油基準備蓄量をいう。以下同じ。）を減少するため、令和八年五月十六日から令和八年六月十五日までの間に石油精製業者等（同項に規定する石油精製業者等をいう。）が常時保有すべき石油の数量に係る石油基準備蓄量の算定は、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

石油基準備蓄量は、届出月（法第五条第一項に規定する届出月をいう。以下同じ。）の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者（法第二条第五項に規定する石油精製業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品（同条第二項に規定する指定石油製品をいう。以下同じ。）の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者（同条第七項に規定する特定石油販売業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者（同条第八項に規定する石油輸入業者をいう。）にあっては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。

一　その者に係る施行規則第八条第二項第一号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量

二　その者に係る施行規則第八条第二項第二号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

三　その者に係る施行規則第八条第二項第三号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

四　その者に係る施行規則第八条第二項第四号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量

五　その者に係る施行規則第八条第二項第五号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量

六　その者に係る施行規則第八条第二項第六号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

七　その者に係る施行規則第八条第二項第七号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

○経済産業省・環境省告示第四号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第九十八条第一項第五号の規定に基づき、平成十六年経済産業省・環境省告示第七号（使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合）を次の表のように改正し、令和八年五月十五日から施行する。

令和八年五月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

環境大臣　石原　宏高

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。 一・二　（略）	使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。 一・二　（略）
三　法第七十六条第一項又は第四項の規定による払渡しの請求をした自動車製造業者等が、当該請求に係る再資源化等預託金の利息の額の全部又は一部を受け取らなかった場合	（新設）
四　（略）	三　（略）

○国土交通省告示第六百十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、昭和五十四年建設省告示第七百六十七号の一部を次のように改正する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条第十三項（同条第十七項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第十七項、第三十八条の四第二十七項及び第三十八条の五第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の定める基準は、次のとおりとする。 第一～第三　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条第十三項（同条第十七項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第十九項、第三十八条の四第二十九項及び第三十八条の五第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の定める基準は、次のとおりとする。 第一～第三　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百九十五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和八年五月十五日

総務大臣　林　芳正

名　称	日本共産党中央委員会周辺地域
期　間	令和八年五月十七日から令和九年五月十六日まで
地　域	東京都渋谷区 千駄ヶ谷四丁目 千駄ヶ谷五丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 代々木一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点